

手数料及びその料率の一部改正新旧対照表

新		旧	
<p>1. 業務規程第 111 条第 2 項に基づいて機構が定める同条第 1 項の手数料の料率は、次のとおりとする。この場合において、参加者（質権者を含む。）は、下記の各手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。</p> <p>(1) 株券</p>		<p>1. 業務規程第 111 条第 2 項に基づいて機構が定める同条第 1 項の手数料の料率は、次のとおりとする。この場合において、参加者（質権者を含む。）は、下記の各手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。</p> <p>(1) 株券</p>	
区分	徴収対象者	徴収料率	
(略)			
振替手数料	別表第 1 第 1 号 (1) 株券) のとおりとする。	振替手数料	業務規程施行規則第 41 条第 1 項各号に規定する振替請求 (同一参加者の区分口座間の振替に係るものを除く。) に基づく振替においては渡方及び受方となった参加者 (質権者を含む。)、同規則第 52 条第 1 項に規定する振替請求に基づく振替においては渡方 DVP 参加者、同規則第 53 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項に規定する振替請求又は同規則第 53 条の 5 第 1 項若しくは第 2 項に規定する振替請求 (当該振替請求に DVP 口座の受入予定証券残高が充当される場合に限る。) に基づく振替においては受方 DVP 参加者
		(1) 1 日の振替株数が 5 千万株以下の部分	1 株につき 0.0045 円
		(2) 1 日の振替株数が 5 千万株超 7 千万株以下の部分	(1) の料率の 70%
		(3) 1 日の振替株数が 7 千万株超 1 億株以下の部分	(1) の料率の 60%
		(4) 1 日の振替株数が 1 億株超 3 億株以下の部分	(1) の料率の 50%
		(5) 1 日の振替株数が 3 億株を超える部分	(1) の料率の 40%
		(1) 1 日の振替株数が 5 千万株以下の部分	1 株につき 0.00225 円
		(2) 1 日の振替株数が 5 千万株超 7 千万	(1) の料率の 70%

<u>条の3第1項若しくは第2項に規定する振替請求又は同規則第53条の5第2項に規定する振替請求(当該振替請求にDVP口座の担保指定証券残高が充当される場合であり、かつ、当該振替請求の原因となる振替・交付・指定請求が、他の参加者の参加者口座への振替請求でない場合に限る。)に基づく振替において渡方及び受方となった参加者(質権者を含む。)</u>	株以下の部分	(1)の料率の
	(3)1日の振替株数が7千万株超1億株以下の部分	60%
	(4)1日の振替株数が1億株超3億株以下の部分	(1)の料率の
	(5)1日の振替株数が3億株を超える部分	50%
	ただし、業務規程施行規則第53条の3第2項に規定する振替請求又は同規則第53条の5第2項に規定する振替請求(当該振替請求にDVP口座の担保指定証券残高が充当される場合であり、かつ、当該振替請求の原因となる振替・交付・指定請求が、他の参加者の参加者口座への振替請求でない場合に限る。)に基づく振替において渡方となった参加者及び同規則第53条の3第1項に規定する振替請求に基づく振替において受方となった参加者のこれらの振替	(1)の料率の

(略)

(注) 1. 預託、交付、保管手数料の各徴収料率については、単元株制度における1単元の株式の数(商法第221条第1項の規定に基づき会社が定めた1単元の株式の数をいう。以下同じ。)が、1,000株以外の場合には、上記の各料率に1,000を乗じた額を当該1単元の株式の数で除して得た額、単元株制度の適用を受けない場合には、上記の各料率に1,000を乗じた額とする。ただし、機構が別に定める「大幅な株式分割等が行われた株券に係る手数料の料率の特例」(以下「特例株券の料率特例」という。)に規定する大幅な株式分割等が行われた株券に該当することとなった株券(以下「特例株券」という。)に係る預託、交付、保管手数料の各徴収料率については、当該特例の規定を適用して得られた額とする。

2.・3. (略)
(削る)

	<p>に係る振替手数料については、1日の振替株数を、それぞれの振替の相手先となった参加者(以下「相手先参加者」という。)における1日の振替株数に加算した数量に(1)から(5)までの料率を適用して得られた金額から、相手先参加者の1日の振替株数について計算した振替手数料相当額を控除して得た金額の合計額とする。</p>	
(略)	<p>日本証券クリアリングの決済に係る振替については、日本証券クリアリング</p>	<p>振替に係る株数</p> <p>1株につき 0.009円</p>

(注) 1. 預託、振替、交付、保管手数料の各徴収料率については、単元株制度における1単元の株式の数(商法第221条第1項の規定に基づき会社が定めた1単元の株式の数をいう。以下同じ。)が、1,000株以外の場合には、上記の各料率に1,000を乗じた額を当該1単元の株式の数で除して得た額、単元株制度の適用を受けない場合には、上記の各料率に1,000を乗じた額とする。ただし、機構が別に定める「大幅な株式分割等が行われた株券に係る手数料の料率の特例」(以下「特例株券の料率特例」という。)に規定する大幅な株式分割等が行われた株券に該当することとなった株券(以下「特例株券」という。)に係る預託、振替、交付、保管手数料の各徴収料率については、当該特例の規定を適用して得られた額とする。

2.・3. (略)

4. 参加者は、同一参加者の区分口座間の振替のうち、機構が当該参加者のために新たに開設した区分口座を振替先とするものについて、機構が当該区分口座を開設する日以降5営業日目までの一の営業日に限り、1日の振替株数から控除し、かつ、2.業務規程第111条第2項

4. (略)

の規定に基づいて機構が定める同条第1項の手数料以外の手数料及びその料率に規定する新設区分口座に係る区分口座間振替手数料の納入に代える措置の適用を受けることができる。当該措置の適用は、参加者が区分口座の開設の申請の際併せて当該措置の適用につき機構に申出を行い、機構が当該区分口座の開設を認めた場合とする。

5. (略)

(2) 新株予約権付社債券

区分	徴収対象者	徴収料率
(略)		
振替手数料	別表第1第2号(2)新株予約権付社債券)のとおりとする。	

(2) 新株予約権付社債券

区分	徴収対象者	徴収料率
(略)		
振替手数料	業務規程施行規則第76条において準用する同規則第41条第1項各号に規定する振替請求(同一参加者の区分口座間の振替に係るものを除く。)に基づく振替においては渡方及び受方となった参加者(質権者を含む。)同規則第52条第1項に規定する振替請求に基づく振替においては渡方DVP参加者、同規則第53条の4第1項若しくは第2項に規定する振替請求又は同規則第53条の5第1項若しくは第2項に規定する振替請求(当該振替請求にDVP口座の受入予定証券残高が充当される場合に限る。)に基づく振替においては受方DVP参加者	振替に係る券面の総額 各社債の金額につき 6円
	業務規程施行規則第76条において準用する同規則第	振替に係る券面の総額 各社債の金額につき 3円

41条第1項各号に規定する振替請求（同一参加者の区分口座間の振替に係るものに限る。）同規則第53条の3第1項若しくは第2項に規定する振替請求又は同規則第53条の5第2項に規定する振替請求（当該振替請求にDVP口座の担保指定証券残高が充当される場合であり、かつ、当該振替請求の原因となる振替・交付・指定請求が、他の参加者の参加者口座への振替請求でない場合に限る。）に基づく振替において渡方及び受方となった参加者（質権者を含む。）

ただし、業務規程施行規則第76条において準用する同規則第53条の3第2項に規定する振替請求又は同規則第53条の5第2項に規定する振替請求（当該振替請求にDVP口座の担保指定証券残高が充当される場合であり、かつ、当該振替請求の原因となる振替・交付・指定請求が、他の参加者の参加者口座への振替請求でない場合に限る。）に基づく振替において渡方となった参加者及び同規則第53条の3第1項に規定する振替請求に基づく振替において受方となった参加者のこれらの振替に係る振替手数料については、振替に係る券面の総額を、それぞれの振替の相手先参加者の振替に係る券面の総額に加算した数量について、各社債の金額につき、3円を乗じて得

(略)	

(注) (削る)

保管手数料については、日々の最終保管残高に基づいて算出する。

(3) 投資信託の受益証券

a 株価指数連動型上場投資信託の受益証券

区分	徴収対象者	徴収料率
(略)		
振替手数料	別表第1第3号a(3)投資信託の受益証券)のとおりとする。	

		られた金額から、相手先参加者の振替に係る券面の総額について計算した振替手数料相当額を控除して得た金額の合計額とする。
日本証券クリアリングの決済に係る振替については、日本証券クリアリング	振替に係る券面の総額	各社債の金額につき 12円
(略)		

(注) 1.参加者は、同一参加者の区分口座間の振替のうち、機構が当該参加者のために新たに開設した区分口座を振替先とするものについて、機構が当該区分口座を開設する日以降5営業日目までの一の営業日に限り、振替に係る券面の総額から控除し、かつ、2.業務規程第111条第2項の規定に基づいて機構が定める同条第1項の手数料以外の手数料及びその料率に規定する新設区分口座に係る区分口座間振替手数料の納入に代える措置の適用を受けることができる。当該措置の適用は、参加者が区分口座の開設の申請の際併せて当該措置の適用につき機構に申出を行い、機構が当該区分口座の開設を認めた場合とする。
2.保管手数料については、日々の最終保管残高に基づいて算出する。

(3) 投資信託の受益証券

a 株価指数連動型上場投資信託の受益証券

区分	徴収対象者	徴収料率
(略)		
振替手数料	業務規程施行規則第99条において準用する同規則第41条第1項各号に規定する振替請求(同一参加者の区分口座間の振替に係るものを除く。)に基づく振替においては渡方及び受方となった参加者(質権者を含む。)同規則第52条第1項に規定す	(1)1日の振替口数が5万口以下の部分 (2)1日の振替口数が5万口超15万口以下の部分 (3)1日の振替口数が15万口超30万口以下の部分 (4)1日の振替口数が30万口超50万口
		1口につき2.5円 (1)の料率の75% (1)の料率の65% (1)の料率の55%

<p>る振替請求に基づく振替においては渡方 DVP 参加者、同規則第 53 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項に規定する振替請求又は同規則第 53 条の 5 第 1 項若しくは第 2 項に規定する振替請求（当該振替請求に DVP 口座の受入予定証券残高が充当される場合に限る。）に基づく振替においては受方 DVP 参加者</p>	<p>以下の部分 (5)1 日の振替 口数が 50 万 口超 70 万口 以下の部分 (6)1 日の振替 口数が 70 万 口超 100 万口 以下の部分 (7)1 日の振替 口数が 100 万 口超 200 万口 以下の部分 (8)1 日の振替 口数が 200 万 口を超える 部分</p>	<p>(1) の料率の 45% (1) の料率の 35% (1) の料率の 25% (1) の料率の 15%</p>
<p>業務規程施行規則第 99 条において準用する同規則第 41 条第 1 項各号に規定する振替請求（同一参加者の区分口座間の振替に係るものに限る。）同規則第 53 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項に規定する振替請求又は同規則第 53 条の 5 第 2 項に規定する振替請求（当該振替請求に DVP 口座の担保指定証券残高が充当される場合であり、かつ、当該振替請求の原因となる振替・交付・指定請求が、他の参加者の参加者口座への振替請求でない場合に限る。）に基づく振替において渡方及び受方となった参加者（質権者を含む。）</p>	<p>(1)1 日の振替 口数が 5 万 口以下の部分 (2)1 日の振替 口数が 5 万 口超 15 万口 以下の部分 (3)1 日の振替 口数が 15 万 口超 30 万口 以下の部分 (4)1 日の振替 口数が 30 万 口超 50 万口 以下の部分 (5)1 日の振替 口数が 50 万 口超 70 万口 以下の部分 (6)1 日の振替 口数が 70 万 口超 100 万口 以下の部分 (7)1 日の振替 口数が 100 万 口超 200 万口 以下の部分 (8)1 日の振替 口数が 200 万</p>	<p>1 口につき 1.25 円 (1) の料率の 75% (1) の料率の 65% (1) の料率の 55% (1) の料率の 45% (1) の料率の 35% (1) の料率の 25% (1) の料率の 15%</p>

口を超える部分

ただし、業務規程施行規則第 99 条において準用する同規則第 53 条の 3 第 2 項に規定する振替請求又は同規則第 53 条の 5 第 2 項に規定する振替請求(当該振替請求に DVP 口座の担保指定証券残高が充当される場合であり、かつ、当該振替請求の原因となる振替・交付・指定請求が、他の参加者の参加者口座への振替請求でない場合に限る。)に基づく振替において渡方となった参加者及び同規則第 53 条の 3 第 1 項に規定する振替請求に基づく振替において受方となった参加者のこれらの振替に係る振替手数料については、1 日の振替口数を、それぞれの振替の相手先参加者における 1 日の振替口数に加算した数量に(1)から(8)

(略)	

(注) 1. 証券取引所が定めた売買単位が 1 口以外の受益証券に係る預託、交付、保管手数料の各徴収料率については、上記の各料率を当該売買単位の口数で除して得た額とする。
(削る)

2. (略)

b 前 a 以外の受益証券

区分	徴収対象者	徴収料率
(略)		
振替手数料	別表第 1 第 3 号 b ((3) 投資信託の受益証券) のとおりとする。	

	までの料率を適用して得られた金額から、相手先参加者の 1 日の振替口数について計算した振替手数料相当額を控除して得た金額の合計額とする。	
日本証券クリアリングの決済に係る振替については、日本証券クリアリング	振替に係る口数	1 口につき 5 円
(略)		

(注) 1. 証券取引所が定めた売買単位が 1 口以外の受益証券に係る預託、振替、交付、保管手数料の各徴収料率については、上記の各料率を当該売買単位の口数で除して得た額とする。

2. 参加者は、同一参加者の区分口座間の振替のうち、機構が当該参加者のために新たに開設した区分口座を振替先とするものについて、機構が当該区分口座を開設する日以降 5 営業日目までの一の営業日に限り、1 日の振替口数から控除し、かつ、2. 業務規程第 111 条第 2 項の規定に基づいて機構が定める同条第 1 項の手数料以外の手数料及びその料率に規定する新設区分口座に係る区分口座間振替手数料の納入に代える措置の適用を受けることができる。当該措置の適用は、参加者が区分口座の開設の申請の際併せて当該措置の適用につき機構に申出を行い、機構が当該区分口座の開設を認めた場合とする。

3. (略)

b 前 a 以外の受益証券

区分	徴収対象者	徴収料率
(略)		
振替手数料	業務規程施行規則第 99 条において準用する同規則第 41 条第 1 項各号に規定する振替請求 (同一参加者の区分口座間の振替に係るものを除く。) に基づく振替においては渡方及び受	(1) 1 日の振替口数が 5 万口以下の部分 (2) 1 日の振替口数が 5 万口超 7 万口以下の部分 (3) 1 日の振替口数が 7 万口超 10 万口以
		1 口につき 4.5 円 (1) の料率の 70% (1) の料率の 60%

<p>方となった参加者 (質権者を含む。)同規則第52条第1項に規定する振替請求に基づく振替においては渡方DVP参加者、同規則第53条の4第1項若しくは第2項に規定する振替請求又は同規則第53条の5第1項若しくは第2項に規定する振替請求(当該振替請求にDVP口座の受入予定証券残高が充当される場合に限る。)に基づく振替においては受方DVP参加者</p>	<p>下の部分 (4)1日の振替 口数が10万 口超30万口 以下の部分 (5)1日の振替 口数が30万 口を超える 部分</p>	<p>(1)の料率の 50% (1)の料率の 40%</p>
<p>業務規程施行規則第99条において準用する同規則第41条第1項各号に規定する振替請求(同一参加者の区分口座間の振替に係るものに限る。)同規則第53条の3第1項若しくは第2項に規定する振替請求又は同規則第53条の5第2項に規定する振替請求(当該振替請求にDVP口座の担保指定証券残高が充当される場合であり、かつ、当該振替請求の原因となる振替・交付・指定請求が、他の参加者の参加者口座への振替請求でない場合に限る。)に基づく振替において渡方及び</p>	<p>(1)1日の振替 口数が5万口 以下の部分 (2)1日の振替 口数が5万口 超7万口以下 の部分 (3)1日の振替 口数が7万口 超10万口以下 の部分 (4)1日の振替 口数が10万 口超30万口 以下の部分 (5)1日の振替 口数が30万 口を超える 部分 ただし、業務規程施行規則第99条において準用する同規則第53条の3第2項に規定する振替請求</p>	<p>1口につき 2.25円 (1)の料率の 70% (1)の料率の 60% (1)の料率の 50% (1)の料率の 40%</p>

受方となった参加者（質権者を含む。）

又は同規則第53条の5第2項に規定する振替請求（当該振替請求にDVP口座の担保指定証券残高が充当される場合であり、かつ、当該振替請求の原因となる振替・交付・指定請求が、他の参加者への振替請求でない場合に限る。）に基づく振替において渡方となった参加者及び同規則第53条の3第1項に規定する振替請求に基づく振替において受方となった参加者のこれらの振替に係る振替手数料については、1日の振替口数を、それぞれの振替の相手先参加者における1日の振替口数に加算した数量に(1)から(5)までの料率を適用して得られた金額から、相手先参加者の1日の振替口数について計算した振替手数料相当額を控除して得た金額の合計額とする。

日本証券クリアリングの決済に係る振替については、日本証券クリアリング	振替に係る口数	1口につき9円
------------------------------------	---------	---------

(略)

(注) 1. 証券取引所が定めた売買単位が1口以外の受益証券に係る預託、交付、保管手数料の各徴収料率については、上記の各料率を当該売買単位の口数で除して得た額とする。

(削る)

2. (略)

(4) 投資証券

区分	徴収対象者	徴収料率
(略)		
振替手数料	別表第1第4号(4)投資証券のとおりとする。	

(注) 1. 証券取引所が定めた売買単位が1口以外の受益証券に係る預託、振替、交付、保管手数料の各徴収料率については、上記の各料率を当該売買単位の口数で除して得た額とする。

2. 参加者は、同一参加者の区分口座間の振替のうち、機構が当該参加者のために新たに開設した区分口座を振替先とするものについて、機構が当該区分口座を開設する日以降5営業日目までの一の営業日に限り、1日の振替口数から控除し、かつ、2.業務規程第111条第2項の規定に基づいて機構が定める同条第1項の手数料以外の手数料及びその料率に規定する新設区分口座に係る区分口座間振替手数料の納入に代える措置の適用を受けることができる。当該措置の適用は、参加者が区分口座の開設の申請の際併せて当該措置の適用につき機構に申出を行い、機構が当該区分口座の開設を認めた場合とする。

3. (略)

(4) 投資証券

区分	徴収対象者	徴収料率
(略)		
振替手数料	業務規程施行規則第96条第1項において準用する同規則第41条第1項各号に規定する振替請求(同一参加者の区分口座間の振替に係るものを除く。)に基づく振替においては渡方及び受方となった参加者(質権者を含む。)同規則第52条第1項に規定する振替請求に基づく振替においては渡方DVP参加者、同規則第53条の4第1項若しくは第2項に規定する振替請求又は同規則	(1)1日の振替口数が5万口以下の部分 (2)1日の振替口数が5万口超7万口以下の部分 (3)1日の振替口数が7万口超10万口以下の部分 (4)1日の振替口数が10万口超30万口以下の部分 (5)1日の振替口数が30万口を超える部分
		1口につき4.5円 (1)の料率の70% (1)の料率の60% (1)の料率の50% (1)の料率の40%

<p>第53条の5第1項若しくは第2項に規定する振替請求（当該振替請求にDVP口座の受入予定証券残高が充当される場合に限る。）に基づく振替においては受方DVP参加者</p>		
<p>業務規程施行規則第96条第1項において準用する同規則第41条第1項各号に規定する振替請求（同一参加者の区分口座間の振替に係るものに限る。）同規則第53条の3第1項若しくは第2項に規定する振替請求又は同規則第53条の5第2項に規定する振替請求（当該振替請求にDVP口座の担保指定証券残高が充当される場合であり、かつ、当該振替請求の原因となる振替・交付・指定請求が、他の参加者の参加者口座への振替請求でない場合に限る。）に基づく振替において渡方及び受方となった参加者（質権者を含む。）</p>	<p>(1) 1日の振替 口数が5万口以下の部分 (2) 1日の振替 口数が5万口超7万口以下の部分 (3) 1日の振替 口数が7万口超10万口以下の部分 (4) 1日の振替 口数が10万口超30万口以下の部分 (5) 1日の振替 口数が30万口を超える部分</p> <p>ただし、業務規程施行規則第96条第1項において準用する同規則第53条の3第2項に規定する振替請求又は同規則第53条の5第2項に規定する振替請求（当該振替請求にDVP口座の担保指定証券残高が充当される場合であり、かつ、当該振替請求の原</p>	<p>1口につき 2.25円 (1)の料率の 70% (1)の料率の 60% (1)の料率の 50% (1)の料率の 40%</p>

(略)

(注) 1. 証券取引所が定めた売買単位が1口以外の投資証券に係る預託、交付、保管手数料の各徴収料率については、上記の各料率を当該売買単位の口数で除して得た額とする。

	<p>困となる振替・交付・指定請求が、他の参加者の参加者口座への振替請求でない場合に限る。)に基づく振替において渡方となった参加者及び同規則第53条の3第1項に規定する振替請求に基づく振替において受方となった参加者のこれらの振替に係る振替手数料については、1日の振替口数を、それぞれの振替の相手先参加者における1日の振替口数に加算した数量に(1)から(5)までの料率を適用して得られた金額から、相手先参加者の1日の振替口数について計算した振替手数料相当額を控除して得た金額の合計額とする。</p>	
(略)	(略)	
<u>日本証券クリアリングの決済に係る振替については、日本証券クリアリング</u>	<u>振替に係る口数</u>	<u>1口につき9円</u>

(注) 1. 証券取引所が定めた売買単位が1口以外の投資証券に係る預託、振替、交付、保管手数料の各徴収料率については、上記の各料率を当該売買単位の口数で除して得た額とする。

2. (略)
(削る)

3. (略)

(5) 協同組織金融機関の優先出資証券

区分	徴収対象者	徴収料率
(略)		
振替手数料	別表第1第5号(5)協同組織金融機関の優先出資証券)のとおりとする。	

2. (略)

3. 参加者は、同一参加者の区分口座間の振替のうち、機構が当該参加者のために新たに開設した区分口座を振替先とするものについて、機構が当該区分口座を開設する日以降5営業日目までの一の営業日に限り、1日の振替口数から控除し、かつ、2.業務規程第111条第2項の規定に基づいて機構が定める同条第1項の手数料以外の手数料及びその料率に規定する新設区分口座に係る区分口座間振替手数料の納入に代える措置の適用を受けることができる。当該措置の適用は、参加者が区分口座の開設の申請の際併せて当該措置の適用につき機構に申出を行い、機構が当該区分口座の開設を認めた場合とする。

4. (略)

(5) 協同組織金融機関の優先出資証券

区分	徴収対象者	徴収料率
(略)		
振替手数料	業務規程施行規則第98条第1項において準用する同規則第41条第1項各号に規定する振替請求(同一参加者の区分口座間の振替に係るものを除く。)に基づく振替においては渡方及び受方となった参加者(質権者を含む。)同規則第52条第1項に規定する振替請求に基づく振替においては渡方DVP参加者、同規則第53条の4第1項若しくは第2項に規定する振替請求又は同規則第53条の5第1項若しくは第2項に規定する振替請求(当該振替請求にDVP口座の受入予定証券残高が充当される場合に限る。)に基づく振替においては受方	(1)1日の振替口数が5万口以下の部分 1口につき4.5円 (2)1日の振替口数が5万口超7万口以下の部分 (1)の料率の70% (3)1日の振替口数が7万口超10万口以下の部分 (1)の料率の60% (4)1日の振替口数が10万口超30万口以下の部分 (1)の料率の50% (5)1日の振替口数が30万口を超える部分 (1)の料率の40%

DVP 参加者		
<u>業務規程施行規則第98条第1項において準用する同規則第41条第1項各号に規定する振替請求(同一参加者の区分口座間の振替に係るものに限る。)</u> 、 <u>同規則第53条の3第1項若しくは第2項に規定する振替請求又は同規則第53条の5第2項に規定する振替請求(当該振替請求に DVP 口座の担保指定証券残高が充当される場合であり、かつ、当該振替請求の原因となる振替・交付・指定請求が、他の参加者の参加者口座への振替請求でない場合に限る。)</u> に基づく振替において渡方及び受方となった参加者(質権者を含む。)	(1)1 日の振替 口数が 5 万 口以下の部 分 (2)1 日の振替 口数が 5 万 口超 7 万口 以下の部分 (3)1 日の振替 口数が 7 万 口超 10 万口 以下の部分 (4)1 日の振替 口数が 10 万 口超 30 万口 以下の部分 (5)1 日の振替 口数が 30 万 口を超える 部分 ただし、業務 規程施行規則 第98条第1項 において準用 する同規則第 53条の3第2 項に規定する 振替請求又は 同規則第53条 の5第2項に規 定する振替請 求(当該振替請 求に DVP 口座 の担保指定証 券残高が充当 される場合で あり、かつ、当 該振替請求の 原因となる振 替・交付・指定 請求が、他の参 加者の参加者 口座への振替 請求でない場 合に限る。)に	1 口につき 2.25 円 (1)の料率の 70% (1)の料率の 60% (1)の料率の 50% (1)の料率の 40%

(略)

(注) 1. (略)
(削る)

	<u>基づく振替において渡方となった参加者及び同規則第53条の3第1項に規定する振替請求に基づく振替において受方となった参加者のこれらの振替に係る振替手数料については、1日の振替口数を、それぞれの振替の相手先参加者における1日の振替口数に加算した数量に(1)から(5)までの料率を適用して得られた金額から、相手先参加者の1日の振替口数について計算した振替手数料相当額を控除して得た金額の合計額とする。</u>	
<u>日本証券クリアリングの決済に係る振替については、日本証券クリアリング</u>	<u>振替に係る口数</u>	<u>1口につき9円</u>
(略)		

(注) 1. (略)
2.参加者は、同一参加者の区分口座間の振替のうち、機構が当該参加者のために新たに開設した区分口座を振替先とするものについて、機構が当該区分口座を開設する日以降5営業日目までの一の営業日に限り、1日の振替口数から控除し、かつ、2.業務規程第111条第2項の規定に基づいて機構が定める同条第1項の手数料以外の手数料及びその料率に規定する新設区分口座に係る区分口座間振替手数料の納入に代える措置の適用を受けることができる。当該措置の適用は、参加者が区分口座の開設の

申請の際併せて当該措置の適用につき機構に申出を行い、機構が当該区分口座の開設を認めた場合とする。

2. (略)

3. (略)

別表第1 (振替件数基準による振替手数料)

(新設)

(1) 株券

区分	徴収対象者	徴収料率	
振替 手数料	(1)業務規程 施行規則第 41条第1項各 号に規定する 振替請求(同 一参加者の区 分口座間の振 替に係るもの を除く。)に基 づく振替にお いては渡方及 び受方となっ た参加者(質 権者を含む。)同規則 第52条第1 項に規定する 振替請求に基 づく振替にお いては渡方 DVP参加者、 同規則第53 条の4第1項 若しくは第2 項に規定する 振替請求又は 同規則第53 条の5第1項 若しくは第2 項に規定する 振替請求(当 該振替請求に DVP口座の受 入予定証券残 高が充当され る場合に限 る。)に基づく 振替において は受方DVP参 加者	当月の振 替件数(た だし、次の 、及び に該当 するもの を除く。) 当月の振 替件数の うち、6千 件に月間 業務取扱 日数(当月 の機構の 休業日以 外の日数 をいう。以 下同じ。) を乗じた 件数を超 える部分	1件につき 200円
		当月の振 替件数の うち、300 件に月間 業務取扱 日数を乗 じた件数 以下の部 分	1件につき の料率の50%
		当月の振 替件数の うち、単元 未満振替 (振替1 件におけ る振替株 数が当該 株券の1 単元の株 式の数 を下回る場 合におけ る当該振 替をい	1件につき の料率の50%

	う。)に係る振替件数の部分(ただし、前又はに該当しないものに限る。)		
(2)業務規程施行規則第41条第1項各号に規定する振替請求(同一参加者の区分口座間の振替に係るものに限る。)同規則第53条の3第1項若しくは第2項に規定する振替請求又は同規則第53条の5第2項に規定する振替請求(当該振替請求にDVP口座の担保指定証券残高が充当される場合であり、かつ、当該振替請求の原因となる振替・交付・指定請求が、他の参加者の参加者口座への振替請求でない場合に限る。)に基づく振替において渡方及び受方となった参加者(質権者を含む。)		1件につき	50円
(3)日本証券クリアリングの決済に係る振替については、日本証券クリ	当月の振替件数ただし、次の及びに該当するものを	1件につき	100円

アリング	除く。)	
	当月の振替件数のうち、4千件に月間業務取扱日数を乗じた件数を超える部分	1件につき の料率の50%
	当月の振替件数のうち、300件に月間業務取扱日数を乗じた件数以下の部分	1件につき の料率の50%

(注)1.振替手数料において規定する業務取扱日数に関しては、当月において参加者となった場合又は参加者が参加者口座を廃止した場合についての当該参加者に係る手数料の算出にあたっては、参加者口座の開設の日数とする。

2.日本証券クリアリングの決済に係る振替に関する振替手数料は、業務規程施行規則第48条第1項に規定する渡方現物清算参加者の参加者口座から日本証券クリアリングの参加者口座(決済口)への振替及び日本証券クリアリングの参加者口座(決済口)から同項に規定する受方現物清算参加者の参加者口座への振替について、渡方現物清算参加者にあつては渡方現物清算参加者の参加者口座から日本証券クリアリングの参加者口座(決済口)への振替における渡方及び受方に係る振替件数を、また、受方現物清算参加者にあつては日本証券クリアリングの参加者口座(決済口)から同項に規定する受方現物清算参加者の参加者口座への振替における渡方及び受方に係る振替件数を、渡方現物清算参加者又は受方現物清算参加者となった参加者毎に、集計した上で徴収料率を適用し算出して得た額の合計額とする。以下(2)新株予約権付社債券から(5)協同組織金融機関の優先出資証券までの日本証券クリアリングの決済に係る振替に関する振替手数料の算出において同じ。

(2)新株予約権付社債券

区分	徴収対象者	徴収料率	
振替 手 数 料	(1)業務規程施行規則第76条において準用する同規則第41条第1項各号	1件につき	200円

に規定する振替請求（同一参加者の区分口座間の振替に係るものを除く。）に基づく振替においては渡方及び受方となった参加者（質権者を含む。）同規則第 52 条第 1 項に規定する振替請求に基づく振替においては渡方 DVP 参加者、同規則第 53 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項に規定する振替請求又は同規則第 53 条の 5 第 1 項若しくは第 2 項に規定する振替請求（当該振替請求に DVP 口座の受入予定証券残高が充当される場合に限る。）に基づく振替においては受方 DVP 参加者

(2)業務規程施行規則第 76 条において準用する同規則第 41 条第 1 項各号に規定する振替請求（同一参加者の区分口座間の振替に係るものに限る。）同規則第 53 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項に規定する振替請求又は同規則第 53 条の 5 第 2 項に規定する振替請求（当該振替請求に DVP 口座の担保指定証券残高が充当される場合であり、かつ、当該振替請求の原

1 件につき

50 円

因となる振替・交付・指定請求が、他の参加者の参加者口座への振替請求でない場合に限る。)に基づく振替において渡方及び受方となった参加者(質権者を含む。)

(3) 日本証券クリアリングの決済に係る振替については、日本証券クリアリング

1 件につき

100 円

(3) 投資信託の受益証券

a 株価指数連動型上場投資信託の受益証券

区分	徴収対象者	徴収料率
振替手数料	(1) 業務規程施行規則第 99 条において準用する同規則第 41 条第 1 項各号に規定する振替請求(同一参加者の区分口座間の振替に係るものを除く。)に基づく振替においては渡方及び受方となった参加者(質権者を含む。)\ 同規則第 52 条第 1 項に規定する振替請求に基づく振替においては渡方 DVP 参加者、同規則第 53 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項に規定する振替請求又は同規則第 53 条の 5 第 1 項若しくは第 2 項に規定する振替請求(当該振替請求に DVP 口座の受入予定証券残高が充当される場合に限る。)に基づく振替	1 件につき 200 円

においては受方
DVP 参加者

(2)業務規程施行規則第99条において準用する同規則第41条第1項各号に規定する振替請求(同一参加者の区分口座間の振替に係るものに限る。)同規則第53条の3第1項若しくは第2項に規定する振替請求又は同規則第53条の5第2項に規定する振替請求(当該振替請求にDVP口座の担保指定証券残高が充当される場合であり、かつ、当該振替請求の原因となる振替・交付・指定請求が、他の参加者の参加者口座への振替請求でない場合に限る。)に基づく振替において渡方及び受方となった参加者(質権者を含む。)

1件につき 50円

(3)日本証券クリアリングの決済に係る振替については、日本証券クリアリング

1件につき 100円

b 前 a 以外の受益証券

区分	徴収対象者	徴収料率	
振替手数料	(1)業務規程施行規則第99条において準用する同規則第41条第1項各号に規定する振替請求(同一参加者の区分口座間の振替	1件につき	200円

に係るものを除く。)に基づく振替
 においては渡方及び受方となった参加者(質権者を含む。)同規則第 52 条第 1 項に規定する振替請求に基づく振替においては渡方 DVP 参加者、同規則第 53 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項に規定する振替請求又は同規則第 53 条の 5 第 1 項若しくは第 2 項に規定する振替請求(当該振替請求に DVP 口座の受入予定証券残高が充当される場合に限る。)に基づく振替においては受方 DVP 参加者

(2)業務規程施行規則第 99 条において準用する同規則第 41 条第 1 項各号に規定する振替請求(同一参加者の区分口座間の振替に係るものに限る。)同規則第 53 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項に規定する振替請求又は同規則第 53 条の 5 第 2 項に規定する振替請求(当該振替請求に DVP 口座の担保指定証券残高が充当される場合であり、かつ、当該振替請求の原因となる振替・交付・指定請求が、他の参加者の参加者口座への振替請

1 件につき

50 円

求でない場合に限る。)に基づく振替において渡方及び受方となった参加者(質権者を含む。)		
(3)日本証券クリアリングの決済に係る振替については、日本証券クリアリング	1件につき	100円

(4) 投資証券

区分	徴収対象者	徴収料率
振替手数料	(1)業務規程施行規則第96条第1項において準用する同規則第41条第1項各号に規定する振替請求(同一参加者の区分口座間の振替に係るものを除く。)に基づく振替においては渡方及び受方となった参加者(質権者を含む。)、同規則第52条第1項に規定する振替請求に基づく振替においては渡方 DVP 参加者、同規則第53条の4第1項若しくは第2項に規定する振替請求又は同規則第53条の5第1項若しくは第2項に規定する振替請求(当該振替請求に DVP 口座の受入予定証券残高が充当される場合に限る。)に基づく振替においては受方 DVP 参加者	1件につき 200円

<p>(2)業務規程施行規則第96条第1項において準用する同規則第41条第1項各号に規定する振替請求(同一参加者の区分口座間の振替に係るものに限る。)同規則第53条の3第1項若しくは第2項に規定する振替請求又は同規則第53条の5第2項に規定する振替請求(当該振替請求にDVP口座の担保指定証券残高が充当される場合であり、かつ、当該振替請求の原因となる振替・交付・指定請求が、他の参加者の参加者口座への振替請求でない場合に限る。)に基づく振替において渡方及び受方となった参加者(質権者を含む。)</p>	<p>1件につき</p>	<p>50円</p>
<p>(3)日本証券クリアリングの決済に係る振替については、日本証券クリアリング</p>	<p>1件につき</p>	<p>100円</p>

(5)協同組織金融機関の優先出資証券

区分	徴収対象者	徴収料率	
<p>振替手数料</p>	<p>(1)業務規程施行規則第98条第1項において準用する同規則第41条第1項各号に規定する振替請求(同一参加者の区分口座間の振替に係るものを除く。)に基づく振替においては渡方及び受方となった参加者(質権者を含む。)同規則第52条第1項に規</p>	<p>1件につき</p>	<p>200円</p>

定する振替請求に基づく振替においては渡方 DVP 参加者、同規則第 53 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項に規定する振替請求又は同規則第 53 条の 5 第 1 項若しくは第 2 項に規定する振替請求（当該振替請求に DVP 口座の受入予定証券残高が充当される場合に限る。）に基づく振替においては受方 DVP 参加者

(2)業務規程施行規則第 98 条第 1 項において準用する同規則第 41 条第 1 項各号に規定する振替請求（同一参加者の区分口座間の振替に係るものに限る。）同規則第 53 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項に規定する振替請求又は同規則第 53 条の 5 第 2 項に規定する振替請求（当該振替請求に DVP 口座の担保指定証券残高が充当される場合であり、かつ、当該振替請求の原因となる振替・交付・指定請求が、他の参加者の参加者口座への振替請求でない場合に限る。）に基づく振替において渡方及び受方となった参加者（質権者を含む。）

1 件につき

50 円

(3)日本証券クリ アリングの決済に 係る振替について は、日本証券クリ アリング	1件につき	100円
---	-------	------

附 則

- 1 この改正規定は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 振替手数料の額は、次の各号に掲げる期間においては、別表第 1 の規定にかかわらず、別表第 1 各号に定める徴収対象者の(1)及び(2)に係る振替手数料については、別表第 1 各号に定める徴収対象者の(1)及び(2)に係る振替手数料の合計額と別表第 2 各号に定める徴収対象者の(1)及び(2)に係る振替手数料の合計額を比較（別表第 1 各号及び別表第 2 各号に定める徴収対象者の(2)に係る振替に関し、業務規程施行規則第 53 条の 3 第 2 項に規定する振替請求又は同規則第 53 条の 5 第 2 項に規定する振替請求（当該振替請求に DVP 口座の担保指定証券残高が充当される場合であり、かつ、当該振替請求の原因となる振替・交付・指定請求が、他の参加者の参加者口座への振替請求でない場合に限る。）に基づく振替において渡方及び同規則第 53 条の 3 第 1 項に規定する振替請求に基づく振替において受方となった参加者（質権者を含む。）に係る振替手数料については、それぞれの振替の相手先となった参加者（以下「各相手先参加者」という。）に対して別表第 1 各号及び別表第 2 各号の該当する規定を適用して得られた金額を各相手先参加者毎に比較）し、また、別表第 1 各号に定める徴収対象者の(3)に係る振替手数料については、別表第 1 各号に定める徴収対象者の(3)に係る振替手数料の額と別表第 2 各号に定める徴収対象者の(3)に係る振替手数料の額を渡方現物清算参加者又は受方現物清算参加者となった参加者毎に比較し、それぞれに関し、別表第 1 により算出した額（以下「第 1 基準額」という。）が別表第 2 により算出した額（以下「第 2 基準額」という。）を上回る場合はその増加差額に一定割合（次の各号に掲げる期間に規定する割合をいう。以下同じ。）を乗じて得た額に第 2 基準額を加えた額（ただし、別表第 1 各号に定める徴収対象者の(3)に係る振替手数料については、渡方現物清算参加者又は受方現物清算参加者となった参加者毎に算出して得た額の合計額とする。以下、第 1 基準額が第 2 基準額を下回る場合において同じ。）とし、また、第 1 基準額が第 2 基準額を下回る場合はその減少差額に一定割合を乗じて得た額を第 2 基準額から差し引いた額とする。

(1) 平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日まで	100
分の 20	
(2) 平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで	100

- 分の40
 (3) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100
 分の60
 (4) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100
 分の80

別表第2 (振替株数等基準による振替手数料)

(1) 株券

区分	徴収対象者	徴収料率	
振替 手 数 料	(1) 業務規程施行規則第41条第1項各号に規定する振替請求(同一参加者の区分口座間の振替に係るものを除く。)に基づく振替においては渡方及び受方となった参加者(質権者を含む。)同規則第52条第1項に規定する振替請求に基づく振替においては渡方DVP参加者、同規則第53条の4第1項若しくは第2項に規定する振替請求又は同規則第53条の5第1項若しくは第2項に規定する振替請求(当該振替請求にDVP口座の受入予定証券残高が充当される場合に限る。)に基づく振替においては受方DVP参加者	(1) 1日の振替株数が5千万株以下の部分	1株につき 0.0045円
		(2) 1日の振替株数が5千万株超7千万株以下の部分	(1)の料率の70%
		(3) 1日の振替株数が7千万株超1億株以下の部分	(1)の料率の60%
		(4) 1日の振替株数が1億株超3億株以下の部分	(1)の料率の50%
		(5) 1日の振替株数が3億株を超える部分	(1)の料率の40%
	(2) 業務規程施行規則第41条第1項各号に規定する振替請求(同一参加者の区分口座間の振替に係るものに限る。)同規則第53条の3第1項若しくは第2項に規定する振替請求又	(1) 1日の振替株数が5千万株以下の部分	1株につき 0.00225円
		(2) 1日の振替株数が5千万株超7千万株以下の部分	(1)の料率の70%
		(3) 1日の振替株数が7千万株超1億株以下	(1)の料率の60%

<p>は同規則第 53 条の 5 第 2 項に規定する振替請求（当該振替請求に DVP 口座の担保指定証券残高が充当される場合であり、かつ、当該振替請求の原因となる振替・交付・指定請求が、他の参加者の参加者口座への振替請求でない場合に限る。）に基づく振替において渡方及び受方となった参加者（質権者を含む。）</p>	<p>の部分</p> <p>(4)1 日の振替株数が 1 億株超 3 億株以下の部分</p> <p>(5)1 日の振替株数が 3 億株を超える部分</p> <p>ただし、業務規程施行規則第 53 条の 3 第 2 項に規定する振替請求又は同規則第 53 条の 5 第 2 項に規定する振替請求（当該振替請求に DVP 口座の担保指定証券残高が充当される場合であり、かつ、当該振替請求の原因となる振替・交付・指定請求が、他の参加者の参加者口座への振替請求でない場合に限る。）に基づく振替において渡方となった参加者及び同規則第 53 条の 3 第 1 項に規定する振替請求に基づく振替において受方となった参加者のこれらの振替に係る振替手数料については、1 日の振替株数を、それぞれの振替の相手先となった参加者（以下「相手先参加者」という。）における 1 日の振替株数</p>	<p>(1) の料率の 50%</p> <p>(1) の料率の 40%</p>
---	---	---

		に加算した数量に(1)から(5)までの料率を適用して得られた金額から、相手先参加者の1日の振替株数について計算した振替手数料相当額を控除して得た金額の合計額とする。	
	(3)日本証券クリアリングの決済に係る振替については、日本証券クリアリング	振替に係る株数	1株につき 0.00225円

- (注) 1. 徴収料率については、単元株制度における1単元の株式の数(商法第221条第1項の規定に基づき会社が定めた1単元の株式の数をいう。以下同じ。)が、1,000株以外の場合には、上記の各料率に1,000を乗じた額を当該1単元の株式の数で除して得た額、単元株制度の適用を受けない場合には、上記の各料率に1,000を乗じた額とする。ただし、特例株券に係る徴収料率については、特例株券の料率特例の規定を適用して得られた額とする。
2. 参加者は、同一参加者の区分口座間の振替のうち、機構が当該参加者のために新たに開設した区分口座を振替先とするものについて、機構が当該区分口座を開設する日以降5営業日目までの一の営業日に限り、1日の振替株数から控除し、かつ、2.業務規程第111条第2項の規定に基づいて機構が定める同条第1項の手数料以外の手数料及びその料率に規定する新設区分口座に係る区分口座間振替手数料の納入に代える措置の適用を受けることができる。当該措置の適用は、参加者が区分口座の開設の申請の際併せて当該措置の適用につき機構に申出を行い、機構が当該区分口座の開設を認めた場合とする。
3. 日本証券クリアリングの決済に係る振替に関する振替手数料は、業務規程施行規則第48条第1項に規定する渡方現物清算参加者の参加者口座から日本証券クリアリングの参加者口座(決済口)への振替及び日本証券クリアリングの参加者口座(決済口)から同項に規定する受方現物清算参加者の参加者口座への振替について、渡方現物清算参加者にとっては渡方現物清算参加者の参加者口座から日本証券クリアリングの参加者口座(決済口)への振替における渡方及び受方に係る振替株数を、また、受方現物清算参加者にとっては日本証券クリアリングの参加者口座(決済口)から同項に規定する受方現物清算参加者の

参加者口座への振替における渡方及び受方に係る振替株数を、渡方現物清算参加者又は受方現物清算参加者となった参加者毎に、集計した上で徴収料率を適用し算出して得た額の合計額とする。

(2) 新株予約権付社債券

区分	徴収対象者	徴収料率
振替 手数料	(1)業務規程 施行規則第 76条におい て準用する 同規則第 41 条第1項各号 に規定する 振替請求(同 一参加者の 区分口座間 の振替に係 るものを除 く。)に基づ く振替にお いては渡方 及び受方と なった参加 者(質権者を 含む。)同規 則第 52 条第 1項に規定す る振替請求 に基づく振 替において は渡方 DVP 参 加者、同規則 第 53 条の 4 第1項若しく は第2項に規 定する振替 請求又は同 規則第 53 条 の 5 第1項若 しくは第2項 に規定する 振替請求(当 該振替請求 に DVP 口座の 受入予定証 券残高が充 当される場	振替に係る券面の総額 各社債の金額につき 6 円

合に限る。)に基づく振替においては受方DVP参加者

(2)業務規程施行規則第76条において準用する同規則第41条第1項各号に規定する振替請求(同一参加者の区分口座間の振替に限る。)同規則第53条の3第1項若しくは第2項に規定する振替請求又は同規則第53条の5第2項に規定する振替請求(当該振替請求にDVP口座の担保指定証券残高が充当される場合であり、かつ、当該振替請求の原因となる振替・交付・指定請求が、他の参加者の参加者口座への振替請求でない場合に限る。)に基づく振替において渡方及び受方となった参加者(質権

振替に係る券面の総額
各社債の金額につき3円

ただし、業務規程施行規則第76条において準用する同規則第53条の3第2項に規定する振替請求又は同規則第53条の5第2項に規定する振替請求(当該振替請求にDVP口座の担保指定証券残高が充当される場合であり、かつ、当該振替請求の原因となる振替・交付・指定請求が、他の参加者の参加者口座への振替請求でない場合に限る。)に基づく振替において渡方となった参加者及び同規則第53条の3第1項に規定する振替請求に基づく振替において受方となった参加者のこれらの振替に係る振替手数料については、振替に係る券面の総額を、それぞれの振替の相手先参加者の振替に係る券面の総額に加算した数量について、各社債の金額につき、3円を乗じて得られた金額から、相手先参加者の振替に係る券面の総額について計算した振替手数料相当額を控除して得た金額の合計額とする。

者を含む。)	
(3)日本証券クリアリングの決済に係る振替については、日本証券クリアリング	振替に係る券面の総額 各社債の金額につき3円

(注) 1.参加者は、同一参加者の区分口座間の振替のうち、機構が当該参加者のために新たに開設した区分口座を振替先とするものについて、機構が当該区分口座を開設する日以降5営業日目までの一の営業日に限り、振替に係る券面の総額から控除し、かつ、2.業務規程第111条第2項の規定に基づいて機構が定める同条第1項の手数料以外の手数料及びその料率に規定する新設区分口座に係る区分口座間振替手数料の納入に代える措置の適用を受けることができる。当該措置の適用は、参加者が区分口座の開設の申請の際併せて当該措置の適用につき機構に申出を行い、機構が当該区分口座の開設を認めた場合とする。

2.日本証券クリアリングの決済に係る振替に関する振替手数料は、業務規程施行規則第76条において準用する同規則第48条第1項に規定する渡方現物清算参加者の参加者口座から日本証券クリアリングの参加者口座(決済口)への振替及び日本証券クリアリングの参加者口座(決済口)から同項に規定する受方現物清算参加者の参加者口座への振替について、渡方現物清算参加者にあつては渡方現物清算参加者の参加者口座から日本証券クリアリングの参加者口座(決済口)への振替における渡方及び受方に係る振替に係る券面の総額を、また、受方現物清算参加者にあつては日本証券クリアリングの参加者口座(決済口)から同項に規定する受方現物清算参加者の参加者口座への振替における渡方及び受方に係る振替に係る券面の総額を、渡方現物清算参加者又は受方現物清算参加者となった参加者毎に、集計した上で徴収料率を適用し算出して得た額の合計額とする。

(3) 投資信託の受益証券

a 株価指数連動型上場投資信託の受益証券

区分	徴収対象者	徴収料率	
振替 手 数 料	(1)業務規程施行規則第99条において準用する同規則第41条第1項各号に規定する振替請求(同一参加者の区分口座間の振替に係るものを除く。)に基づく振替	(1)1日の振替口数が5万口以下の部分	1口につき2.5円
		(2)1日の振替口数が5万口超15万口以下の部分	(1)の料率の75%
		(3)1日の振替口数が15万口超	(1)の料率の65%

<p>においては渡方及び受方となった参加者（質権者を含む。）同規則第52条第1項に規定する振替請求に基づく振替においては渡方DVP参加者、同規則第53条の4第1項若しくは第2項に規定する振替請求又は同規則第53条の5第1項若しくは第2項に規定する振替請求（当該振替請求にDVP口座の受入予定証券残高が充当される場合に限る。）に基づく振替においては受方DVP参加者</p>	<p>30万口以下の部分</p> <p>(4)1日の振替口数が30万口超50万口以下の部分</p>	<p>(1)の料率の55%</p>	
	<p>(5)1日の振替口数が50万口超70万口以下の部分</p>	<p>(1)の料率の45%</p>	
	<p>(6)1日の振替口数が70万口超100万口以下の部分</p>	<p>(1)の料率の35%</p>	
	<p>(7)1日の振替口数が100万口超200万口以下の部分</p>	<p>(1)の料率の25%</p>	
	<p>(8)1日の振替口数が200万口を超える部分</p>	<p>(1)の料率の15%</p>	
	<p>(2)業務規程施行規則第99条において準用する同規則第41条第1項各号に規定する振替請求（同一参加者の区分口座間の振替に係るものに限る。）同規則第53条の3第1項若しくは第2項に規定する振替請求又は同規則第53条の5第2項に規定する振替請求（当該振替請求にDVP口座の担保指定証券残高が充当される場合であり、かつ、当該振替請求の原因となる振替・交付・指定請求が、他の参加者の参加者口座への振替請求でない場合に限</p>	<p>(1)1日の振替口数が5万口以下の部分</p> <p>(2)1日の振替口数が5万口超15万口以下の部分</p> <p>(3)1日の振替口数が15万口超30万口以下の部分</p> <p>(4)1日の振替口数が30万口超50万口以下の部分</p> <p>(5)1日の振替口数が50万口超70万口以下の部分</p> <p>(6)1日の振替口数が70万口超100万口以下の部分</p> <p>(7)1日の振替口数が100万口</p>	<p>1口につき1.25円</p> <p>(1)の料率の75%</p> <p>(1)の料率の65%</p> <p>(1)の料率の55%</p> <p>(1)の料率の45%</p> <p>(1)の料率の35%</p> <p>(1)の料率の25%</p>

<p>る。)に基づく振替 において渡方及び 受方となった参加 者（質権者を含 む。）</p>	<p>超 200 万口以 下の部分 (8)1 日の振替口 数が 200 万口 を超える部分</p> <p>ただし、業務 規程施行規則第 99 条において準 用する同規則第 53 条の 3 第 2 項 に規定する振替 請求又は同規則 第 53 条の 5 第 2 項に規定する振 替請求（当該振 替請求に DVP 口 座の担保指定証 券残高が充当さ れる場合であ り、かつ、当該 振替請求の原因 となる振替・交 付・指定請求が、 他の参加者の参 加者口座への振 替請求でない場 合に限る。）に基 づく振替におい て渡方となった 参加者及び同規 則第 53 条の 3 第 1 項に規定する 振替請求に基づ く振替において 受方となった参 加者のこれらの 振替に係る振替 手数料について は、1 日の振替口 数を、それぞれ の振替の相手先 参加者における 1 日の振替口数 に加算した数量 に(1)から(8)ま での料率を適用 して得られた金</p>	<p>(1) の料率の 15%</p>
--	---	-------------------------

	額から、相手先参加者の1日の振替口数について計算した振替手数料相当額を控除して得た金額の合計額とする。	
(3)日本証券クリアリングの決済に係る振替については、日本証券クリアリング	振替に係る口数	1口につき 1.25円

(注) 1.証券取引所が定めた売買単位が1口以外の受益証券に係る振替手数料の徴収料率については、上記の各料率を当該売買単位の口数で除して得た額とする。

2.参加者は、同一参加者の区分口座間の振替のうち、機構が当該参加者のために新たに開設した区分口座を振替先とするものについて、機構が当該区分口座を開設する日以降5営業日目までの一の営業日に限り、1日の振替口数から控除し、かつ、2.業務規程第111条第2項の規定に基づいて機構が定める同条第1項の手数料以外の手数料及びその料率に規定する新設区分口座に係る区分口座間振替手数料の納入に代える措置の適用を受けることができる。当該措置の適用は、参加者が区分口座の開設の申請の際併せて当該措置の適用につき機構に申出を行い、機構が当該区分口座の開設を認めた場合とする。

3.日本証券クリアリングの決済に係る振替に関する振替手数料は、業務規程施行規則第99条において準用する同規則第48条第1項に規定する渡方現物清算参加者の参加者口座から日本証券クリアリングの参加者口座(決済口)への振替及び日本証券クリアリングの参加者口座(決済口)から同項に規定する受方現物清算参加者の参加者口座への振替について、渡方現物清算参加者にあつては渡方現物清算参加者の参加者口座から日本証券クリアリングの参加者口座(決済口)への振替における渡方及び受方に係る振替口数を、また、受方現物清算参加者にあつては日本証券クリアリングの参加者口座(決済口)から同項に規定する受方現物清算参加者の参加者口座への振替における渡方及び受方に係る振替口数を、渡方現物清算参加者又は受方現物清算参加者となった参加者毎に、集計した上で徴収料率を適用し算出して得た額の合計額とする。

b 前a以外の受益証券

区分	徴収対象者	徴収料率
----	-------	------

振替手数料	(1)業務規程施行規則第99条において準用する同規則第41条第1項各号に規定する振替請求(同一参加者の区分口座間の振替に係るものを除く。)に基づく振替においては渡方及び受方となった参加者(質権者を含む。)同規則第52条第1項に規定する振替請求に基づく振替においては渡方DVP参加者、同規則第53条の4第1項若しくは第2項に規定する振替請求又は同規則第53条の5第1項若しくは第2項に規定する振替請求(当該振替請求にDVP口座の受入予定証券残高が充当される場合に限る。)に基づく振替においては受方DVP参加者	(1)1日の振替口数が5万口以下の部分 (2)1日の振替口数が5万口超7万口以下の部分 (3)1日の振替口数が7万口超10万口以下の部分 (4)1日の振替口数が10万口超30万口以下の部分 (5)1日の振替口数が30万口を超える部分	1口につき4.5円 (1)の料率の70% (1)の料率の60% (1)の料率の50% (1)の料率の40%
	(2)業務規程施行規則第99条において準用する同規則第41条第1項各号に規定する振替請求(同一参加者の区分口座間の振替に係るものに限る。)同規則第53条の3第1項若しくは第2項に規定する振替請求又は同規則第53条の5第2項に規定する振替請求(当該振替請求にDVP口座の担保指定証券残	(1)1日の振替口数が5万口以下の部分 (2)1日の振替口数が5万口超7万口以下の部分 (3)1日の振替口数が7万口超10万口以下の部分 (4)1日の振替口数が10万口超30万口以下の部分 (5)1日の振替口数が30万口を	1口につき2.25円 (1)の料率の70% (1)の料率の60% (1)の料率の50% (1)の料率の40%

高が充当される場合であり、かつ、当該振替請求の原因となる振替・交付・指定請求が、他の参加者の参加者口座への振替請求でない場合に限る。)に基づく振替において渡方及び受方となった参加者(質権者を含む。)

超える部分

ただし、業務規程施行規則第99条において準用する同規則第53条の3第2項に規定する振替請求又は同規則第53条の5第2項に規定する振替請求(当該振替請求にDVP口座の担保指定証券残高が充当される場合であり、かつ、当該振替請求の原因となる振替・交付・指定請求が、他の参加者の参加者口座への振替請求でない場合に限る。)に基づく振替において渡方となった参加者及び同規則第53条の3第1項に規定する振替請求に基づく振替において受方となった参加者のこれらの振替に係る振替手数料については、1日の振替口数を、それぞれの振替の相手先参加者における1日の振替口数に加算した数量に(1)から(5)までの料率を適用して得

	られた金額から、相手先参加者の1日の振替口数について計算した振替手数料相当額を控除して得た金額の合計額とする。	
(3) 日本証券クリアリングの決済に係る振替については、日本証券クリアリング	振替に係る口数	1口につき 2.25円

- (注) 1. 証券取引所が定めた売買単位が1口以外の受益証券に係る振替手数料の徴収料率については、上記の各料率を当該売買単位の口数で除して得た額とする。
2. 参加者は、同一参加者の区分口座間の振替のうち、機構が当該参加者のために新たに開設した区分口座を振替先とするものについて、機構が当該区分口座を開設する日以降5営業日目までの一の営業日に限り、1日の振替口数から控除し、かつ、2.業務規程第111条第2項の規定に基づいて機構が定める同条第1項の手数料以外の手数料及びその料率に規定する新設区分口座に係る区分口座間振替手数料の納入に代える措置の適用を受けることができる。当該措置の適用は、参加者が区分口座の開設の申請の際併せて当該措置の適用につき機構に申出を行い、機構が当該区分口座の開設を認めた場合とする。
3. 日本証券クリアリングの決済に係る振替に関する振替手数料は、業務規程施行規則第99条において準用する同規則第48条第1項に規定する渡方現物清算参加者の参加者口座から日本証券クリアリングの参加者口座(決済口)への振替及び日本証券クリアリングの参加者口座(決済口)から同項に規定する受方現物清算参加者の参加者口座への振替について、渡方現物清算参加者にあつては渡方現物清算参加者の参加者口座から日本証券クリアリングの参加者口座(決済口)への振替における渡方及び受方に係る振替口数を、また、受方現物清算参加者にあつては日本証券クリアリングの参加者口座(決済口)から同項に規定する受方現物清算参加者の参加者口座への振替における渡方及び受方に係る振替口数を、渡方現物清算参加者又は受方現物清算参加者となった参加者毎に、集計した上で徴収料率を適用し算出して得た額の合計額とする。

(4) 投資証券

区分	徴収対象者	徴収料率
----	-------	------

振替 手数 料	(1)業務規程施行規則第96条第1項において準用する同規則第41条第1項各号に規定する振替請求(同一参加者の区分口座間の振替に係るものを除く。)に基づく振替においては渡方及び受方となった参加者(質権者を含む。)、同規則第52条第1項に規定する振替請求に基づく振替においては渡方 DVP 参加者、同規則第53条の4第1項若しくは第2項に規定する振替請求又は同規則第53条の5第1項若しくは第2項に規定する振替請求(当該振替請求に DVP 口座の受入予定証券残高が充当される場合に限る。)に基づく振替においては受方 DVP 参加者	(1)1日の振替口数が5万口以下の部分 (2)1日の振替口数が5万口超7万口以下の部分 (3)1日の振替口数が7万口超10万口以下の部分 (4)1日の振替口数が10万口超30万口以下の部分 (5)1日の振替口数が30万口を超える部分	1口につき 4.5円 (1)の料率の 70% (1)の料率の 60% (1)の料率の 50% (1)の料率の 40%
	(2)業務規程施行規則第96条第1項において準用する同規則第41条第1項各号に規定する振替請求(同一参加者の区分口座間の振替に係るものに限る。)、同規則第53条の3第1項若しくは第2項に規定する振替請求又は同規則第53条の5第2項に規定する振替請求(当該振替請求に DVP 口座の担保指定証	(1)1日の振替口数が5万口以下の部分 (2)1日の振替口数が5万口超7万口以下の部分 (3)1日の振替口数が7万口超10万口以下の部分 (4)1日の振替口数が10万口超30万口以下の部分 (5)1日の振替口数が30万口を	1口につき 2.25円 (1)の料率の 70% (1)の料率の 60% (1)の料率の 50% (1)の料率の 40%

<p>券残高が充当される場合であり、かつ、当該振替請求の原因となる振替・交付・指定請求が、他の参加者の参加者口座への振替請求でない場合に限る。)に基づく振替において渡方及び受方となった参加者(質権者を含む。)</p>	<p>超える部分</p> <p>ただし、業務規程施行規則第96条第1項において準用する同規則第53条の3第2項に規定する振替請求又は同規則第53条の5第2項に規定する振替請求(当該振替請求にDVP口座の担保指定証券残高が充当される場合であり、かつ、当該振替請求の原因となる振替・交付・指定請求が、他の参加者の参加者口座への振替請求でない場合に限る。)に基づく振替において渡方となった参加者及び同規則第53条の3第1項に規定する振替請求に基づく振替において受方となった参加者のこれらの振替に係る振替手数料については、1日の振替口数を、それぞれの振替の相手先参加者における1日の振替口数に加算した数量に(1)から(5)までの料率を適用して得られた金額から、相手先参加者の1日の振替口数について</p>
--	--

	計算した振替手数料相当額を控除して得た金額の合計額とする。	
(3) 日本証券クリアリングの決済に係る振替については、日本証券クリアリング	振替に係る口数	1口につき 2.25円

- (注) 1. 証券取引所が定めた売買単位が1口以外の投資証券に係る振替手数料の徴収料率については、上記の各料率を当該売買単位の口数で除して得た額とする。
2. 参加者は、同一参加者の区分口座間の振替のうち、機構が当該参加者のために新たに開設した区分口座を振替先とするものについて、機構が当該区分口座を開設する日以降5営業日目までの一の営業日に限り、1日の振替口数から控除し、かつ、2.業務規程第111条第2項の規定に基づいて機構が定める同条第1項の手数料以外の手数料及びその料率に規定する新設区分口座に係る区分口座間振替手数料の納入に代える措置の適用を受けることができる。当該措置の適用は、参加者が区分口座の開設の申請の際併せて当該措置の適用につき機構に申出を行い、機構が当該区分口座の開設を認めた場合とする。
3. 日本証券クリアリングの決済に係る振替に関する振替手数料は、業務規程施行規則第96条において準用する同規則第48条第1項に規定する渡方現物清算参加者の参加者口座から日本証券クリアリングの参加者口座(決済口)への振替及び日本証券クリアリングの参加者口座(決済口)から同項に規定する受方現物清算参加者の参加者口座への振替について、渡方現物清算参加者にあつては渡方現物清算参加者の参加者口座から日本証券クリアリングの参加者口座(決済口)への振替における渡方及び受方に係る振替口数を、また、受方現物清算参加者にあつては日本証券クリアリングの参加者口座(決済口)から同項に規定する受方現物清算参加者の参加者口座への振替における渡方及び受方に係る振替口数を、渡方現物清算参加者又は受方現物清算参加者となった参加者毎に、集計した上で徴収料率を適用し算出して得た額の合計額とする。

(5) 協同組織金融機関の優先出資証券

区分	徴収対象者	徴収料率	
振替 手数 料	(1) 業務規程施行規則第98条第1項において準用する	(1)1日の振替口数が5万口以下の部分	1口につき 4.5円

同規則第 41 条第 1 項各号に規定する振替請求（同一参加者の区分口座間の振替に係るものを除く。）に基づく振替においては渡方及び受方となった参加者（質権者を含む。）同規則第 52 条第 1 項に規定する振替請求に基づく振替においては渡方 DVP 参加者、同規則第 53 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項に規定する振替請求又は同規則第 53 条の 5 第 1 項若しくは第 2 項に規定する振替請求（当該振替請求に DVP 口座の受入予定証券残高が充当される場合に限る。）に基づく振替においては受方 DVP 参加者	(2)1 日の振替口数が 5 万口超 7 万口以下の部分	(1) の料率の 70%
	(3)1 日の振替口数が 7 万口超 10 万口以下の部分	(1) の料率の 60%
	(4)1 日の振替口数が 10 万口超 30 万口以下の部分	(1) の料率の 50%
	(5)1 日の振替口数が 30 万口を超える部分	(1) の料率の 40%
	(2)業務規程施行規則第 98 条第 1 項において準用する同規則第 41 条第 1 項各号に規定する振替請求（同一参加者の区分口座間の振替に係るものに限る。）同規則第 53 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項に規定する振替請求又は同規則第 53 条の 5 第 2 項に規定する振替請求（当該振替請求に DVP 口座の担保指定証券残高が充当される場合であり、かつ、当該振替請求	(1)1 日の振替口数が 5 万口以下の部分 (2)1 日の振替口数が 5 万口超 7 万口以下の部分 (3)1 日の振替口数が 7 万口超 10 万口以下の部分 (4)1 日の振替口数が 10 万口超 30 万口以下の部分 (5)1 日の振替口数が 30 万口を超える部分 ただし、業務

の原因となる振替・交付・指定請求が、他の参加者の参加者口座への振替請求でない場合に限る。)に基づく振替において渡方及び受方となった参加者(質権者を含む。)

規程施行規則第98条第1項において準用する同規則第53条の3第2項に規定する振替請求又は同規則第53条の5第2項に規定する振替請求(当該振替請求にDVP口座の担保指定証券残高が充当される場合であり、かつ、当該振替請求の原因となる振替・交付・指定請求が、他の参加者の参加者口座への振替請求でない場合に限る。)に基づく振替において渡方となった参加者及び同規則第53条の3第1項に規定する振替請求に基づく振替において受方となった参加者のこれらの振替に係る振替手数料については、1日の振替口数を、それぞれの振替の相手先参加者における1日の振替口数に加算した数量に(1)から(5)までの料率を適用して得られた金額から、相手先参加者の1日の振替口数について計算した振替手数料相当額を控除して得た金額

	の合計額とする。	
(3) 日本証券クリアリングの決済に係る振替については、日本証券クリアリング	振替に係る口数	1口につき 2.25円

- (注) 1. 参加者は、同一参加者の区分口座間の振替のうち、機構が当該参加者のために新たに開設した区分口座を振替先とするものについて、機構が当該区分口座を開設する日以降5営業日目までの一の営業日に限り、1日の振替口数から控除し、かつ、2.業務規程第111条第2項の規定に基づいて機構が定める同条第1項の手数料以外の手数料及びその料率に規定する新設区分口座に係る区分口座間振替手数料の納入に代える措置の適用を受けることができる。当該措置の適用は、参加者が区分口座の開設の申請の際併せて当該措置の適用につき機構に申出を行い、機構が当該区分口座の開設を認めた場合とする。
2. 日本証券クリアリングの決済に係る振替に関する振替手数料は、業務規程施行規則第98条において準用する同規則第48条第1項に規定する渡方現物清算参加者の参加者口座から日本証券クリアリングの参加者口座(決済口)への振替及び日本証券クリアリングの参加者口座(決済口)から同項に規定する受方現物清算参加者の参加者口座への振替について、渡方現物清算参加者にあつては渡方現物清算参加者の参加者口座から日本証券クリアリングの参加者口座(決済口)への振替における渡方及び受方に係る振替口数を、また、受方現物清算参加者にあつては日本証券クリアリングの参加者口座(決済口)から同項に規定する受方現物清算参加者の参加者口座への振替における渡方及び受方に係る振替口数を、渡方現物清算参加者又は受方現物清算参加者となった参加者毎に、集計した上で徴収料率を適用し算出して得た額の合計額とする。